

(参考 改正後全文)
雇児発第0213001号
社撰発第0213003号
老発第0213001号
平成21年2月13日
第一次改正 省 略
第二次改正 省 略
第三次改正
雇児発0302第2号
社撰発0302第3号
老発0302第6号
平成24年3月2日
第四次改正
子発0710第3号
社撰発0710第8号
老発0710第4号
平成30年7月10日

都道府県知事
指定都市市長
各 核都市市長
児童相談所設置市長

厚生労働省子ども家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について

標記については、被災施設の災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、平成20年4月1日以降発生の方から適用することとしたので、了知のうえ、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成20年3月31日以前に発生の方については、従前の例による。

また、平成17年3月24日雇児発第0324012号社撰発第0324001号老発第0324004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担（補助）の協議について」は廃止する。

別紙

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災状況の報告等

災害発生に際しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被害状況の把握等について」（平成29年2月20日雇児発0220第2号・社援発0220第1号・障発0220第1号・老発0220第1号）の2（1）及び2（2）①に基づき、管内社会福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、社会・福祉局長福祉基礎課あて報告すること。

2 被災後の事務処理

(1) 協議の対象事業及び対象経費

ア 協議の対象となる事業は、別紙に掲げる施設の災害復旧事業であること。
ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。
イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上（保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については40万円以上）であること。

(2) 協議書類及び提出部数

ア 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1号） 3部
イ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

(3) 負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。
なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

(4) 提出期限

協議書類は、(項)社会福祉施設整備費分、(項)児童福祉施設整備費分及び(項)介護保険制度運営推進費分とに区分し、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局、以下「地方厚生（支）局」という。）あて災害発生日から30日以内に提出すること。

と。

(5) 協議に当たった際の留意すべき事項

ア 被害状況の把握に当たっては、財務省財務局の調査と極端に相違することのないよう的確を期すること。
イ 報告期限については、当該年度における予算執行に当たった際の予備費要求等との関連もあるので厳守すること。

3 災害復旧事業の早期着工

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生（支）局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

なお、応急仮工事及び災害復旧工事を行うに当たっては、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市）担当部局の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障を生じないよう留意すること。

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金協議書

施設種類	名称	設置主体
所在地		設置年月日
建物の規模・構造		
罹災年月日	災害の種類	
発生原因等		
被害の概況		
主要部分の破損状況		
入所者の状況		
被害の概算額		
区分	員数	単価
		金額
		円
		円
災害復旧所要額		
及びその内訳		
計		0
備考		

(注) 災害箇所は、別添建築物配置図表記のとおり。
(写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金協議書

(例:台風)

施設種類	名称	〇〇〇会	設置主体	社会福祉法人〇〇会
所在地	〇〇県〇〇市〇〇番地		設置年月日	昭和〇年〇月〇日
建物の規模・構造 コンクリートブロック造平屋建757.5㎡屋根コンクリート防水モルタル				
罹災年月日	平成〇年〇月〇日	災害の種類	台風〇〇号	
発生原因等	〇日9時暴風雨圏内に入り、平均風速25m、日雨量414mm、連続4時間雨量234mm、1時間最大雨量33mmを記録した。当市に災害救助法適用。			
被害の概況	同12時〇〇川が氾濫し、床上120cmまで浸水した。このため、各室の床、壁、電気設備に被害を受けた。			
入所者の状況	近隣の小学校に避難したため被害者はなかった。			
被害の概算額	2,202,000円			
区分	員数	単価	金額	摘要
			円	
内装工事	一式		1,135,520	別添設計(見積)書のとおり。
建具工事	一式		421,350	
電気工事	一式		358,700	
諸経費	一式		286,430	
災害復旧所要額				
及びその内訳				
計			2,202,000	
備考	内装、建具については、手配済、電気工事は手配中である。			

(注) 災害箇所は、別添建築物配置図表記のとおり。
(写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)

